

指名競争入札等における電子入札の対象拡大について

令和 7 年 5 月 福岡市水道局総務部契約課

水道局契約課が行う工事及び委託の指名競争入札・随意契約(見積合わせ)については、紙(対面)での入札を行っていますが、財政局契約課の電子入札の対象拡大にあわせて、令和 7 年 8 月から、電子入札の対象業種を拡大します。

電子入札に参加するためには、電子入札システムの導入が必要になりますので、入札参加を希望する事業者の皆様におかれましては、ご対応の準備をお願いします。

1 新たに電子入札の対象となる業種

工事	管 1 種(B 等級)、建築(D 等級)、フェンス、電気(C 等級)、管(C 等級)、防水、電気通信、機械、金属製建具、その他の建具(木製建具は除く)、P・C、体育施設、港湾土木、交通安全施設、法面、鋼構造物、解体
委託	土木設計、建築設計、設備設計、測量、地質調査

上記の業種は、原則として全ての入札等が電子入札となります。電子入札システムを導入していないと、入札に参加できませんのでご注意ください。

2 実施時期

令和 7 年 8 月 1 日以降に指名通知(見積通知)を行う入札から適用

3 備 考

(1) 電子入札システムに関する詳細は、市ホームページをご覧ください。

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報>電子入札

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding.html

(2) 電子入札導入の有無は、競争入札有資格者名簿登載の要件ではありません。(電子入札システムを導入していなくても、名簿への登載は可能です。)

(3) 契約課以外の部署が行う入札・見積合わせは、電子入札の対象外です。

(4) 既に電子入札対象としている制限付一般競争入札は、引き続き電子入札を実施します。

電子入札について

【電子入札とは】

指名通知書(見積通知書)や設計図書のお渡し、入札、開札、くじ引き、落札者決定などの一連の手続きを電子化するものです。

書類の受領や入札のために何度も役所に足を運ぶ必要がなくなり、会社の事務所などから入札を行うことができます。

【利用に必要なもの】

○Windows 10または11が動作し、インターネットに接続されたパソコン

○「電子入札コアシステム」対応の民間認証局から購入したICカード

カードは、国土交通省、他の地方自治体など、電子入札コアシステムに対応した官公庁のカードと共通して使用できます。

カードの発行には、時間を要する場合がありますので、余裕をもって認証局へご相談ください。

○ICカードを読み取るためのカードリーダー

対応機種は、ICカードを購入する認証局へお尋ねください。

○(ICカード取得後)福岡市電子入札システムへの利用者登録

※電子入札の導入・利用に必要な費用は、事業者負担となります。

ICカード、認証局、利用者登録など、電子入札の詳細はホームページをご覧ください。

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報>電子入札

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding.html

福岡市水道局総務部契約課契約係

電話 092-483-3127

FAX 092-483-3251